

広 報

かわち

人口と世帯

人口 11,944(+2)

男 5,683(+1)

女 6,261(+1)

世帯 2,623(+1)

()内は前月比

(10月1日現在)

発行 河内村役場 編集 総務課広報係 発行日 昭和54年10月15日 頁 127



“ワーノ ナシがいっぱい。大きなナシだなあ、”

果樹園に降りた園児たちは大きすぎ、付き添いのお母さんに手伝ってもらい、もぎ取った、大きく新鮮なナシをはおぼっては、また、走り出して行く。お母さんたちは、お土産用にと大きな袋にナシをいっぱい詰めこんでは、“ああ…重い、”

(9月20日 千葉県白井町にて)

10月号

農地の貸し借りで豊かな村づくり

農用地高度利用促進事業がスタート!!

目 的

農地の売買、貸借、交換は農家にとっては一大事です。ふえるほうはともかく、土地を手放すことについては、身をけずる思いがするものです。しかし、一大事ということは褒れないにしても、土地を売る、貸す、あるいは小作するといった場合は、戦前にあったような暗い面はほとんどなくなりました。



生産性の高い農業経営を奨励するためには、一般的には農地の面積を増やすことが必要です。また、買いとる方法もありますし、それができなくても借り入れていいわけですから。

現在では、農地の権利移動はそう多くはありませんが、年に約七万4千ほどは売買があり、貸借、交換などを含めると、かならずしも少ないとはいえない切れません。

そこで、現在ある農地の移動を、できるだけ適正な方向に持っていくこと、また、農地を手放した人にも、安心して手放してもらうため、村が本人の申請に基づいて貸したい農地、借りたい農地を把握し、これをもとに農用地利用促進事業、農地移動適正化あっせん事業、農地保有合理化促進事業、受託農業経営事業等を活用し、農地の移動を農業経営発展の方向に合致した適正なものにしようとするのです。

特 色

農用地区域内の土地について、村（農業委員会）が間に入って計画的に農地の貸し借りをを行うため、農地法の許可は要らず、貸借期間（三年程度）の再契約は自由ですが、契約期間が満了しますと自動的に貸し手のものになり、離れ料を支払う必要はありませんし、貸し手農家には奨励金が交付されます。

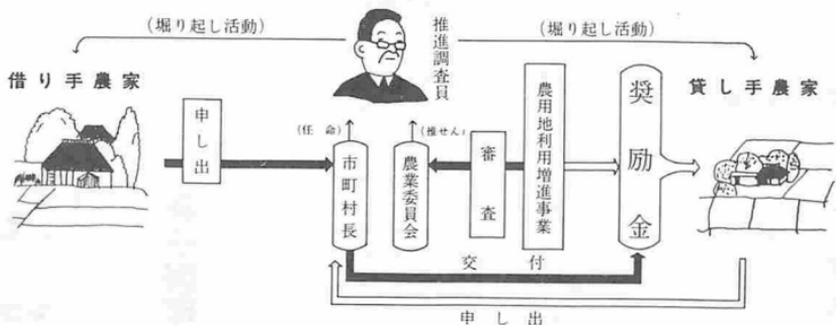
対称となる農地

河内村の農業振興地域にある農地

あっせんの手続き

あっせんの手続きは、農業委員会と相談のうえ、農用地利用増進事業利用権設定申込書を提出してください。内容、記入方法などは農業委員会でご指導してくれます。

農用地利用増進事業のしくみ



各種の優遇措置



っせん事業によって譲渡した場合は、その土地の譲渡所得について五百万円の特例控除が認められます。

(一) 一般の場合、五年以上所有していた土地の長期譲渡所得に限り、百万円まで控除されています。

(ロ) 農用地区域内で、農業委員会のある事業またはこれに準ずるあっせんによって農地等を買換えた場合には、事業用資産価格が譲渡所得の課税対象から除外されます。

(ハ) 農用地区域外の土地等を農用地区域内に買換えた場合は、買い換え資産価格が譲渡所得の課税対象から除外されます。

この(ハ)の場合に限って、

税金面の優遇

□所得税・法人税共通□

(イ) 農振地域の農用地区域内の土地を、農業委員会のある

ご協力ありがとうございます

昭和五十四年度の日本赤十字社費は、村民のみなさまのご協力により目標額を達成、総額で八四七三〇〇円が集まりました。

みなさまのご協力に感謝し、ここにご報告致します。

農地法の許可申請一切は毎月末です——河内村農業委員会

農業委員会のあっせんでない場合も対象となります。

なお、(ロ)、(ハ)の場合の面積制限は五倍までとなっていますが、市街化区域内の土地等を市街化区域外に買い換える場合で、農業委員会が農業の規模、その他の事実からみて適正であると認められたときは、十倍まで認められます。

□登録免許税□

農振法にもとづく農振整備計画の決定の日(ただし、昭和四十九年三月三十一日までに地域指定を受けたものに限り)から十年以内

に農業委員会のあっせんによって、農振地域内の農地等を取得した場合に、所有権の移転登記の際必要な登録免許税の税率が、千分の五十から千分の六に軽減されます。

□不動産取得税□

地方税である不動産取得税については、農用地区域内の土地を農業委員会のあっせんして取得した場合、その土地の価格の三分の二の額を課税標準にすることにしています。

農地取得資金が優先的に

次に、農地取得資金面での優遇ですが、農業委員会のあっせん事業によって農地等を取得した場合、農地取得資金が優先的に借りられます。

むろん、借入れを希望した場合ですが、個人で一千万円まで借りられます。

この資金は、年利率三分五厘、償還期限は二十五年以内(うち、三年は据置期間)となっています。

奨励金の交付

この制度を利用された場合は、その貸付期間、貸付面積に応じて別表のような奨励金が交付されます。

別表〔奨励金の額〕 (10a当り)

対象地	期 間	金 額
農 地	3年～6年未満	10,000 円
	6年以上	20,000 円

あなたのやさしさを隣人に——

赤い羽根「共同募金運動」

今年も十月一日から、赤い羽根の「共同募金運動」が始まりました。お互いの助け合いで、めぐまれない人たちの生活向上をはかり、明るく住みよい地域社会をつくりあげるため、是非、ご協力ください。



マイホームと税金



最高6万円まで
所得税から控除

マイホームを新築したり、購入（新築されたものに限ります）したりしたときは、床面積に応じて最高3万円を、その住宅に居住した年から3年間、税金から控除できます。

また、民間の住宅ローン等を利用した人が、昭和53年1月1日以後に居住した場合には、返済金額に応じて最高3万円が前記控除額に加算されて控除できます。

なお、詳しいことは、お近くの税務署・税務相談室へお尋ねください。

国民年金の知識 6

母子年金

国民年金に加入している妻が、夫と死別して母子家庭になった場合に支給されます。

受けられる条件は、
母子年金を受けるには、

- 夫が死亡したとき、妻が、十八歳未満（障害児などの場合）は二十歳未満）の子供と生活を共にしていること。
 - 妻の保険料納付状況が、次のどれかにあてはまっていること。
- (イ) 最近の1年間、すべて保険料を納めていること。
- (ウ) 保険料を十五年以上納めていること。
- 受給年金額
- ▽ 子一人の場合 四十四万八千円（月額三万八千八百三十三円）
 - ▽ 子供二人の場合 五十二万二千元（月額四万一千八百三十三円）
 - ▽ 子供三人の場合 五十九万二千円（月額四万九千八百三十三円）
- 二人のときの年額に、一人につき四千八百円（月額四百円）が支給されます。

昭和55年度

保育所入所児童募集

昭和55年4月から保育所に入所を希望される児童を次の要領で募集致します。

1. 募集人員（10月1日現在）

源清田保育所（定員80名）

募集定員 39名

長半保育所（定員60名）

募集定員 32名

金江津保育所（定員120名）

募集定員 45名

なお、源清田保育所については、防音の関合に改築、移転されるのにもとない、昭和55年6月（予定）より定員を120名に増員し、合

わせて乳児の保育も行ないます。

2. 募集期間

昭和54年10月15日～30日まで

3. 申込方法

入所申請書を住民課保育所係に提出して下さい。ただし、10月23、24日の2日間に限り、金江津支所においても受付を行います。受付時間は午前9時～午後3時までです。（入所申請書は、受付場所に備えてあります）

※ 詳しいことについては、住民課保育所係にお問合わせ下さい。



お知らせ

はかりの定期検査
を行います

—産業開発課—
計量法の規定により、次の日程ではかりの定期検査を行います。

なお、定期検査を受けずに使用した場合は、計量法違反となり罰せられますのでご注意ください。

- ＜金江津地区＞ 青年研修所
11月1日 午前9時30分～11時30分
- ＜長竿地区＞ 長竿農協
11月1日 午後1時～3時
- ＜源清田地区＞ 源清田農協
11月2日 午前9時30分～11時30分
- ＜生板地区＞ 生板農協
11月2日 午後1時～3時

茨城県立保育専門学院
電話 水戸(0292) 51-2606
51-5829

に直接または電話でお問合わせください。

生活教室を開きます

毎月1回開催されているこの教室は、どなたでも気軽に参加できます。

- ＜テーマ＞ 土地・建物の法知識
- ＜日 時＞ 10月17日(休)午後1時から3時まで
- ＜場 所＞ 県消費生活センター 取手分室
- ＜問合せ・申込み先＞
取手市白山1-2-25

県消費生活センター取手分室
電話(02977)3-1151

点訳・朗読の講習会
が開かれます

県立点字図書館では、小説や医学書を点字に直して「点字図書」を作る講習と各種の図書や雑誌を朗読し、テープに収録する「声の図書」を作る講習を行っています。
希望される方は、どなたでも結構です。是非、ご参加ください。

〔点字講習会〕 毎月第1、第2、第3土曜日 午後2時から
また、通信教育も行っています。

〔朗読講習会〕 毎月第1、第3土曜日 午後2時から
※会場等の詳しいお問合せは、
水戸市袴塚1-4-64
県立盲人福祉センター内

県立点字図書館

電話 (0292) 21-0098
へどうぞ

該当の方で未届けの方は、至急入会のうえ、登録されるようお知らせ致します。
※詳しくは、電話 4-3748
河内村金江津4,197 大野常雄まで

十月の納税

村民税	3期
国民健康保険税	4期
豊田新利根土地改良区 (改良費)	2期
牛久沼土地改良区 (水利費)	2期
(改良費)	2期

定期相談(健康・育児)を行います

—保健衛生課—

1. 健康相談

目的 健康管理のため
対象者 主として老人
期 日 毎月第3水曜日
午前10時～11時30分
内容 血圧測定、保健指導
(生活指導、保険指導)

2. 育児相談

目的 乳児の健康管理のため
対象者 乳児(1歳未満)
期 日 毎月第3水曜日
午後1時30分～3時
内容 身体各部測定
(身長、体重、胸囲等)
保健指導
(保育、栄養等)

●実施場所 健康相談、育児相談ともに〔河内村西共同利用施設〕にて行います。

児童手当が改正に

—住民課民生係—
昭和54年10月分以降の児童手当が児童1人につき、月額6,000円から月額6,500円に改正されます。

昭和55年度

保育生募集

—茨城県立保育専門学院—

＜募集人員＞ 50名(第1学年)
＜出願期間＞ 昭和55年1月24日(休)から2月2日(休)まで
＝受付＝ 平日 午前9時～午後5時
土曜日 午前9時～正午
なお、郵送の場合は2月2日(休)までに必着のこと。

＜試験期日＞ 昭和55年2月12日、13日、14日の3日間
※ 受験資格、出願手続、試験科目等の詳しいお問合せは
水戸市河和田町新田前107の2

ソ連抑留者と遺族の方にお知らせ

戦後ソ連に抑留され、復員された方と、その遺族のみなさん。

政府は、全国抑留者補償協議会(全抑協)の要求に対し、この程、

有識者からなる諮問機関を設けて、再検討することを事務局に指示しました。

全抑協ではこれに対応して、抑留者の資格登録を実施しています。